
児童虐待問題における児童委員活動の可能性と課題

山 本 哲 也

1. はじめに

日本における児童虐待は、年々増加してきており、児童相談所において2002年度に対応された児童虐待の相談処理件数は、24,195件であった。この数値は、統計を取り始めた1990年度の約22倍となっている。また、児童虐待の内容を、2001年度の統計でみると、児童相談所が受理した相談処理件数23,274件中、身体的虐待が46.5%と最も高く、ついで保護の怠慢・拒否（ネグレクト）が37.8%，心理的虐待が12.3%，性的虐待が3.3%であった（月刊福祉編集部、2003）。

このような児童虐待を防止するため、厚生労働省では、児童相談所の機能強化、児童虐待の早期発見・適切かつ早期対応を図るため、虐待を発見した場合の通知義務の周知、地域における相談体制の充実、児童福祉施設などに保護された児童へのケアの向上などの取り組みが行われている（厚生統計協会、2003）。

児童虐待問題対策の中心的な対応機関は児童相談所であり、児童福祉司の大幅増員等、その体制強化が図られているところであるが、児童相談所による対応だけでは十分に対応することは困難であることから、医療機関、保健機関、警察、地域の身近な相談機関、民間虐待防止団体、児童委員等との連携による対応が求められている。

中でも、児童委員については、地域住民に最も身近な存在として、その役割が期待されており、2000年6月に成立・施行した「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」では、民生委員法及び児童福祉法の児童委員に関する内容が改正され、民生委員・児童委員のボランティアとしての位置づけを明確にするとともに、要保護児童を発見した者が通告する機関として児童委員を追加し、緊急を要する場合には、直接児童相談所へ通報することを可能とすることで、地域住民に最も身近な福祉の窓口としての役割が期待されるようになった。また、2001年11月に公布された「児童福祉法の一部を改正する法律」では、児童委員の職務を規定し、従来から児童委員が取り組んできた活動の3本柱である子育て支援、児童の健全育成、個別援助の役割を明確化した（松原、2002a）。

このように児童委員は、増加しつつある児童虐待問題対策の一端を担う者として期待されてきている。特に、児童虐待を未然に防ぐために、子育て中の親子に対して、子育ての不安を軽減するとともに、地域社会からの孤立を防ぐ役割、児童虐待の恐れのある家庭を発見し、それが深刻化する以前に適切なサポートができるよう、相談に応じ、児童相談所等の機関へとコーディネートする役割は重要であろう。

一方、児童委員は、ボランティアとしての位置づけにあり、これらの役割を十分に果たすだけの専門的な研修・訓練を受けている者ばかりではない。

そこで、本研究では、児童委員の児童虐待事件に対する意見、および虐待を発見した場合の対応方法を調査することで、児童虐待問題において、児童委員に期待される役割の遂行の可能性を検討するとともに、児童委員が役割を遂行するうえでの課題について整理することを目的とする。

2. 方法

(1) 調査対象者

地方福祉事務所が主催する民生委員児童委員全体研修会に参加した者180名のうち、調査への協力に同意を得られた71名から回答を得た。回収率は、39.4%であった。

性別は男性16名、女性48名であり（未記入7名）、平均年齢は59.3歳であった（未記入10名）。活動期間は、1期目25名、2期目10名、3期目9名、4期目7名、5期以上9名であった（未記入11名）。

(2) 調査手続き

2001年3月に行われた地方福祉事務所が主催する民生委員児童委員全体研修会の席上で調査用紙を配布した。次に、調査の趣旨を説明の上、調査への協力に同意を得られた者にのみ調査用紙の提出を求めた。なお、調査は、無記名とした。

(3) 調査項目

- ①児童虐待事件（表1参照）に関する認知状況、情報源、意見。
- ②担当区域内における児童虐待の有無。
- ③児童委員として、事例同様、【子だくさん家庭】【両親による養育不十分】【両親・兄弟による虐待の恐れがある】家庭を発見した際の対応。

表1 事例として用いた事件の概要

愛知県に住む37歳の主婦が男女11名の子どものうち、6女（当時2歳）の遺体をクーラーボックスに入れ、ベランダに放置していた事件。主婦は、日頃からパチンコに熱中し、頻繁に家を空け、食事等の世話をせず、育児に無関心であり、6女を出産したあと一時家出をしたこともあった。このため、6女は生後8カ月から約1年半、乳児院に預けられていた。

6女へのいじめは、乳児院退所直後に、6女が母親になつかず乳児院の女性職員を「お母さん」と呼んだり、「乳児院に帰りたい」などと言ったりしたことからはじまり、2000年6月の事件に至るまでの約半年間行われていた。また、いじめは、主婦だけでなく、中学生、社会人の兄姉らによっても行われていた。

注) 毎日新聞2001年3月3日朝刊より作成。なお、調査では、実際の新聞記事を配布した。

3. 結果

(1) 事件の認知状況と情報源

事件については、70名（98.6%）が「知っている」と回答した。情報源としては、TVニュースが59名（84.3%）と最も多く、次いで新聞（48名、68.6%）、TVワイドショー（12名、17.1%）、ラジオ、週刊誌、友人がそれぞれ1名（1.4%）であった。

表2 事例に用いた事件の情報源（複数回答）

情報源	人数 [名 (%) *]
TVニュース	59 (84.3)
新聞	48 (68.6)
TVワイドショー	12 (17.1)
ラジオ	1 (1.4)
週刊誌	1 (1.4)
友人	1 (1.4)
合計	122

*%は、事件を知っていると回答した70名中の割合

(2) 事件に対する意見

表1に示した事例に対する意見について、自由記述により回答を求め、得られた意見を、内容項目ごとにカテゴリーに分類した（回答者数64名、無回答7名）。複数の内容を記述した者がいたため、分類対象となった内容項目は100であった。

表3は、分類した結果である。これによると、事件に対する意見は、「親・兄弟・家族の問題に関する意見」（50名、78.1%）、「支援に関する意見」（15名、23.4%）、「その他、感想等」（15名、23.4%）の3つの大項目に分類された。

次に、各大項目に含まれる小項目を見ていく。

まず、「親・兄弟・家族の問題に関する意見」には、「親の未熟さ、親としての自覚のなさ」（15名、23.4%）、「母親の未熟さ、親としての自覚のなさ」（13名、20.3%）、「父親の無関心さ」（9名、14.1%）、「子どもの多さから生じる原因」（8名、12.5%）、「家庭教育の欠如・重要性」（6名、9.3%）、「兄弟関係の希薄さ、思いやりのなさ」（6名、9.3%）などを指摘した意見が含まれた。

次に、「支援に関する意見」には、「行政による支援」（7名、10.9%）、「地域による支援」（5名、7.8%）、「民生委員による支援」（3名、4.7%）などが含まれた。

表3 事例に用いた事件に対する意見

大項目	小項目	人数 [名 (%)*]
親・兄弟・家族の問題に関する意見		50 (78.1)
	親の未熟さ、親としての自覚のなさを指摘したもの	15 (23.4)
	母親の未熟さ、親としての自覚のなさを指摘したもの	13 (20.3)
	父親の無関心さを指摘したもの	9 (14.1)
	子どもの数の多さから生じる原因を指摘したもの	8 (12.5)
	家庭教育の重要性を指摘したもの	6 (9.4)
	兄弟関係の希薄さ、思いやりのなさを指摘したもの	6 (9.4)
	母親の人間としての資質を問うた意見	4 (6.3)
	夫婦間の協力・コミュニケーションの不足を指摘した意見	3 (4.7)
	家庭のあり方に関する意見	3 (4.7)
支援に関する意見		15 (23.4)
	行政による支援に関する意見	7 (10.9)
	民生委員による支援に関する意見	3 (4.7)
	地域による支援に関する意見	5 (7.8)
	その他	3 (4.7)
その他、感想等		15 (23.4)

*%は、回答者数64名中の割合

(3) 担当区域における児童虐待の有無

担当区域内に、児童虐待だと思われる状況があるかどうかを尋ねたところ、「ある」と回答したものが3名、「ない」と回答したものが66名であった（回答者数69名、無回答2名）。

(4) 事件と同様な事例に対する対応

本事件と同様、【子だくさん家族】【両親による養育が充分に行われていない】【父親、母親、兄弟による虐待の恐れがある】家庭を担当区域内で発見した場合、民生委員・児童委員としてどのような対応をとるかを尋ね、45名から有効回答を得た（無回答21名、内容に合致しないもの5名）。これを、内容項目ごとにカテゴリーに分類・整理したものが表4である。

表4によると、「他機関等への相談・連携」をあげたものが23名（51.1%）と最も多かった。相談・連携先としては、児童福祉課等の市町村役場が9名と最も多く（「他機関等への相談・連携をあげたものの39.1%。以下同様とする）、次いで主任児童委員（7名、30.4%）、児童相談所（4名、17.4%）、他の民生委員・児童委員（4名、17.4%）、警察（1名、4.3%）、学校（1名、4.3%）であった。

「他機関への相談・連携」の次に多かった回答は、「行政機関等への連絡・通知」であり、20名（31.3%）であった。連絡・通知先としては、児童福祉課等の「市町村役場」が10名で最も多く

表4 事例同様の問題を抱える家庭を担当区域で発見した場合の対応（複数回答）

項目	具体的な内容	人数 [名 (%)]
他機関等への相談・連携		23 (51.1)
	市町村役場（児童福祉課等）	9 (20.0)
	主任児童委員	7 (15.6)
	児童相談所	4 (8.9)
	民生委員・児童委員	4 (8.9)
	行政	3 (6.7)
	警察	1 (2.2)
	学校	1 (2.2)
	連携（連携先記載なし）	2 (4.4)
行政機関等への連絡・通知		20 (44.4)
	市町村役場（児童福祉課等）	10 (22.2)
	児童相談所	7 (15.6)
	行政	4 (8.9)
	主任児童委員	3 (6.7)
	警察	2 (4.4)
	通知（通知先記載なし）	1 (2.2)
訪問・調査活動		12 (26.7)
相談・援助活動（見守りを含む）		11 (24.4)
近隣住民との連携（情報収集・見守り）		7 (15.6)
啓発活動		1 (2.2)
子どもの保護		1 (2.2)

※項目の%は、回答者数45名中の割合。具体的な内容は、各項目中の割合を示した。

（「行政機関等への連絡・通知」をあげたものの50.0%。以下同様とする），以下「児童相談所」（7名，35.0%），「主任児童委員」（3名，15.0%），「警察」（2名，10.0%）であった。

その他の対応方法としては、「訪問・調査活動」が12名（26.7%），「相談・援助活動」（見守りを含む）が11名（24.4%），近隣住民からの情報収集や近隣住民による見守りの依頼等の「近隣住民との連携」が7名（15.6%），「啓発活動」「子どもの保護」がそれぞれ1名（2.2%）であった。

4. 考察

(1) 児童委員が児童虐待問題の対応機関として役割を果たす可能性

本研究の結果、担当区域内において、児童虐待であると思われる事例が「ある」と回答したもの

は3名と少なかった。しかしながら、本研究で取り上げた事件と同様な事例に対する対応では、「他機関等への相談・連携」をはじめとして、児童委員のとる対応としてはどれも適切であるといえる。このことから、回答した児童委員の多くが、児童虐待問題が担当地域で発生した際の自分たちの役割を充分に理解していると考えられ、児童虐待問題の対応機関として、児童委員が役割を果たす可能性が示唆された。

(2) 児童虐待問題における児童委員活動の限界

今回実施した調査においては、児童虐待事例への対応方法に関する質問項目で、約3分の1の者が無回答であった。また、研修会に参加した180名のうち、約4割の者からしか調査への協力を得ることができなかつた。その理由としては、様々な要因が考えられるが、そのひとつとして、児童委員全体としては、児童虐待問題が発生した場合に、具体的にどのように対応すべきか、児童委員としての役割を十分に理解できていない者が存在する事が考えられる。

事件に対する意見では、「親・兄弟・家族の問題に関する意見」が最も多く、親としての自覚の無さを指摘するものが多く見られた。これは、このような虐待事件に対する一般の人々の反応として当然なものであるといえよう。一方、児童委員は、地域住民の相談にのり、地域住民の抱える様々な問題を受け止め、解決に向けて支援していく役割を担っている（島村、1999）。このことは、児童委員の多くが、家族に対する批判的意見を持った状況で、問題家族に対して適切な「相談・援助」を行わなければならないことを意味する。したがって、児童委員の中には、自らの持つ虐待者に対する批判的な意見と、虐待者の気持ちを傾聴し、相談に応じなければならないという児童委員としての役割の間に大きなジレンマを抱き、葛藤する者がいることが考えられる。このことは、児童委員が自己覚知や傾聴などの十分なソーシャルワーク教育を受けていないことを考えると大きな負担となることが予想され、ここに、児童委員活動の限界があるといえる。

先述したように、民生委員・児童委員は、先の民生委員法の改正により、ボランティアとしての位置づけを明確化された。ボランティアといえども、様々な福祉問題に応じて、「相談・援助」を行うためには、それ相応の資質と専門性が求められるといえるであろう。

(3) 民生委員・児童委員に求められる専門性

では、児童委員にはどのような専門性が必要なのであろうか。その具体的な内容については、今後十分な検討が必要だと思われるが、ここでは、児童委員が兼務している民生委員の職務も含め、民生委員・児童委員に求められる専門性について、若干の考察を試みたい。

改めて、民生委員の職務を見てみると、民生委員法第十四条には、「一 住民の生活状態を必要に応じ適切に把握しておくこと。」「二 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。」「三 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。」「四 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること」「五 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（以下、

『福祉事務所』という。）その他の関係行政機関の業務に協力すること。」⁽¹⁾の5点があげられている。

また、児童委員の職務は、児童福祉法第十二条の二において、「一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。」「二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、援助及び指導を行うこと。」「三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営するもの又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。」「四 児童福祉司又は社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下、『福祉事務所』という。）の社会福祉主事の行う職務に協力すること。」「五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること」「六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと」と規定されている⁽²⁾。

これらを要約すると、民生委員・児童委員の職務は、社会調査によるニーズの把握、相談、個別援助（又は指導）、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申となり、地域福祉活動実践のプロセスが表現されていることがわかる。このことから考えると、民生委員・児童委員に求められる専門性を考える際には、社会福祉分野の専門職である社会福祉士（ソーシャルワーカー）の専門性が参考になると思われる。その中でも、最低限必要だと思われる専門性として、地域住民との間に、十分な信頼関係を築き、パートナーとしての関係を築く技術が求められると考えられる。

川村（2003）は、社会福祉士（ソーシャルワーカー）がクライアントとの間に信頼関係とパートナーシップを築くためには、生活課題を抱える人の存在をありのままに受け入れること（受容）、彼らの語る自分の物語を、彼らの語るままに傾聴すること（傾聴）、物語を語る彼らの深い感情に焦点を当て、共感的な理解を目指そうとすること（共感）の3点が必要であるとしている。川村（2003）はまた、他者を理解するためには、自己の価値観と向きあい、十分な自己覚知を行う必要があるとしている。

児童虐待問題における児童委員の対応を考えた場合、児童虐待を発見した児童委員が、本調査で多くの回答が見られたような虐待者に対する否定的な感情を自らが持っていることを理解することで、自らを理解・受容し、そのことを基盤として、自分とは異なった生活歴、異なった価値観を持つ彼らを理解・受容した上で、彼らの話す物語を傾聴し、共感することができるのである。

これらから、自己覚知や、受容・傾聴・共感を行うための技術を身につけるための研修が民生委員・児童委員には必要だと思われる。

（4）研修会の必要性とその内容

遠藤（2002）は、「児童環境づくり等総合調査研究事業」の一環として行われた「子どもの虐待に関する児童委員・主任児童委員調査」をもとに、児童委員の児童虐待に対する取り組みについてまとめている。これによると、子ども虐待に関する研修会の開催状況に関する市区町村民生委員児童委員協議会（以下、民児協とする）の回答は、2000年度は、「民児協として実施」（30.8%）、「他機関の研修会に共催・後援」（2.9%）、「他機関の実施した研修会に参加を呼びかけ」（37.4%）、「開催しなかった」（28.2%）であった。また2001年度については、「民児協として実施予定」（24.0%）、「他機関の研修会に共催・後援予定」（4.4%）、「他機関の実施した研修会に参加を予定」（43.9%）,

「開催予定なし」(26.5%) であり、民児協の児童虐待に関する研修会への取り組みは積極的とはいがたい状況にある。

しかしながら、本調査の結果を考えると、児童委員が児童虐待問題において、福祉の窓口としての役割を果たすことは、十分可能ではあるが、全ての児童委員が役割を果たすことは現状では難しく、少なくとも他機関への連絡・通知程度の知識と、連絡・通知をする施設・機関等の情報は身につけておくことが必要である。そのためには、研修やガイドブック等を通じて、周知することが必要であると思われる。

また、先述した通り、児童委員が、児童虐待問題において、個別援助を展開できるためには、自己覚知や、受容・傾聴・共感を行うための技術が必要である。このよう技術を習得するには、松原(2002b) や小松(2002) が指摘するように、これまでの「講義形式」に加えて、「演習形式」の研修を行うなどの対応が必要だといえる。

5. おわりに

本研究では、児童委員を対象に実施した児童虐待問題への対応に関する調査をもとに、児童虐待問題における児童委員活動の可能性と課題について検討した。その結果、児童委員が児童虐待問題の対応機関として機能しうることが示された。

一方、現状では、全ての児童委員が児童虐待問題に対して十分な対応を取れるとは限らないということから、知識・技術を習得するための研修会等の必要性も示唆された。

今後は、児童委員に求められる知識・技術についてさらなる検討を加え、その内容を明らかにするとともに、児童委員が、児童虐待問題に対応しうるためのより効果的な研修内容を検討していくことが課題である。

(やまもと・てつや 社会福祉学科)

注

(1)文献10) より引用。

(2)同上。

文献

- 1) 浅井春夫(2001) 児童虐待防止法の内容と今後の課題. 地域福祉情報, 104 (1), 10-16.
- 2) 遠藤和佳子(2002) 民生委員・児童委員の現状と課題—児童虐待への取り組みを中心として—. 関西福祉科学大学紀要, 6, 93-109.
- 3) 月刊福祉編集部(2003) 児童虐待防止に関わる最近の動向. 月刊福祉, 86 (4), 72-75.
- 4) 川村隆彦(2003) 専門的な援助関係とコミュニケーション: 福祉士養成講座編集委員会編『新版 社会福祉士養成講座8 社会福祉援助技術論 第2版』, 第2章第3節, 53-58.

- 5) 小松理佐子 (2002) 民生委員・児童委員をめぐる法改正の意義と今後の展望. 月刊福祉, 85 (4), 42-45.
- 6) 厚生統計協会 (2003) 児童福祉: 厚生統計協会編『厚生の指標臨時増刊 国民の福祉の動向 2003年』. 第3編第3章, 94-116.
- 7) 松原康雄 (1998) これからの民生委員・児童委員活動と社協. 月刊福祉, 81 (12), 40-45.
- 8) 松原康雄 (2002a) 児童福祉法の一部改正と今後の課題. 月刊福祉, 85 (2), 64-67.
- 9) 松原康雄 (2002b) 児童委員活動活性化のポイント. 月刊福祉, 85 (11), 14-15.
- 10) 大阪ボランティア協会編 (2003) 『福祉小六法』. 中央法規.
- 11) 島村糸子 (1999) 地域福祉推進の担い手として新たに期待される民生委員・児童委員活動, ソーシャルワーク研究, 25 (2), 137-139.
- 12) 全国社会福祉協議会民生部 (2002) 資料 統計で見る民生委員・児童委員の現況. 月刊福祉, 85 (11), 18-19.

謝辞

本研究において、調査にご協力いただきました、民生委員児童委員研修会に参加された民生委員・児童委員の方々に御礼を申し上げます。

Present Situation of the Volunteer Workers in Child Abuse

Tetsuya Yamamoto

The purpose of this paper is to discuss the present situation surrounding child abuse, focusing on the volunteer workers. 71 participants answered a questionnaire, which consisted of three parts;

- (1) general knowledge and awareness of child abuse issues
- (2) real situation
- (3) solution of some defective cases.

As a result of this research, there was a higher consensus among volunteer workers as most of their responses clearly showed their deeper understandings of child abuse. However, some are still tentative or hesitant to tackle the problem due to a lack of provided information. Firming self perception and learning how to be good interviewers (eg. reception/listening/sympathy) give them more confidence, by setting up appropriate training programs.

Key Words: volunteer workers in child welfare, child abuse, the training of interview